

## 豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、豊明市監査基準に準拠して定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年12月22日

豊明市監査委員

古橋 洋一  
近藤 善人

### 1 監査の対象

行政経営部 財政課

### 2 監査の期間

令和2年7月15日から令和2年8月7日まで

### 3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年6月30日までに執行した事務事業

### 4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

### 5 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

### 6 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

### 7 監査の対象

出納室

### 8 監査の期間

令和2年8月3日から令和2年8月25日まで

## 9 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年6月30日までに執行した事務事業

### 10 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

### 11 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

### 12 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

### 13 監査の対象

市民生活部 債権管理課  
市民生活部 税務課

### 14 監査の期間

令和2年8月28日から令和2年9月18日まで

### 15 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行した事務事業

### 16 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

### 17 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

### 18 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適

正に処理されていると認められた。

#### 1 9 監査の対象

経済建設部 環境課  
教育部 生涯学習課

#### 2 0 監査の期間

令和2年9月17日から令和2年10月12日まで

#### 2 1 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行した事務事業

#### 2 2 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

#### 2 3 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 2 4 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

#### 2 5 監査の対象

議会事務局 議事課

#### 2 6 監査の期間

令和2年10月6日から令和2年10月27日まで

#### 2 7 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行した事務事業

#### 2 8 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。

(4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

## 29 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

## 30 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。